



暮らしに快適、最適なシステムをご提案! お客様の笑顔と「ありがとう」の言葉が何よりの喜びです。

太陽光発電の「定期報告」 できていますか?



<報告対象者>

発電設備の分類		報告形態	
		①設置費用報告（増設費用報告）	②運転費用報告
太陽光発電設備	10kW未満の設備	必要 (増設費用報告は不要)	経済産業大臣が求めた場合は必要 (対象者には、後日別途案内あり)
	10kW以上の設備	必要	
太陽光以外の発電設備		必要	

※特例太陽光発電設備（設備IDの頭文字がF）は、設置費用報告、運転費用報告とも不要です。
※10kW未満であっても増設により10kW以上となった場合、増設費用報告は必要となります。

<報告時期>

- ①設置費用報告： 発電設備が運転開始した日から1か月以内
(増設した場合は、増設した日から1か月以内に増設費用報告)
- ②運転費用報告： 発電設備が運転開始した月、またはその翌月に、**毎年1回**

<報告例>

運転開始年月日が2020年5月1日の場合
 ○設置費用報告期日：2020年6月1日
 ○運転費用報告期日：毎年6月末
 (前年5月1日～4月末までの費用を報告)



<提出方法・提出先>

- 太陽光発電設備・・・ 「再生可能エネルギー電子申請」 <https://www.fit-portal.go.jp/> インターネットで報告できない方は、紙申請：ホームページから様式を印刷し、記載の上、経済産業省委託の代行申請機関へ郵送。
- 太陽光以外の発電設備・・・ 紙申請：ホームページから様式を印刷し、記載の上、発電設備の設置場所の都道府県を所管する経済産業局へ郵送。
 [記入例 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/sai_ene/kaitori/fit_faq.html]



ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。
【ユニオン(株) 0120-932-675】

ママと妻と取締役・・・きままなつづやき



『日頃、どんな言葉を使い、どんな心の姿勢で過ごしているかは、人生の価値を決定づける』

言葉は言霊と言われるくらい言葉の力がすごい事はいつも身体で感じながらも、感情に負け、強い言葉がでてしまう。言葉一つで全てが変わるくらい言葉の力はすごいので、一つ一つ自分の口から出てくる言葉を大切にしたいですね😊

まずは、相手を想う気持ちを大切にすることからですね♥



苔玉の桜が満開になりました(^_^)♪
一気に咲いて室内でも春を感じられます。 渡邊

〈最近の出来事〉

コーポH様の塗り替え工事のため、屋上の太陽光パネルを取り外し塗装完了後に取付工事をしました。
気温27度の中、暑さに耐えて頑張りました！
ユニオンスタッフ万歳!(^_^)! 岡部



発行人：ユニオン株式会社

本社 〒505-0041 岐阜県美濃加茂市太田町4224

TEL：0574-58-1515 FAX：0574-58-1514

E-mail:union@gifu-union.co.jp HP:http://www.gifu-union.jp/

土岐営業所 〒509-5122 岐阜県土岐市土岐津町土岐口1589-1

各務原営業所 〒509-0142 岐阜県各務原市鷺沼丸子町2丁目516番地



ユニオン株式会社

TEL：0572-53-2655 FAX：0572-53-2675

TEL：058-374-3182 FAX：058-374-3186